

野鳥監視重点区域の解除について

令和3年3月1日、環境省及び北海道から次の発表がありましたので、お知らせします。

旭川市内で1月27日（水）に回収された野鳥（オジロワシ）から、2月3日（水）、高病原性インフルエンザ（H5N8 亜型）が確認されたことに伴い、環境省が指定した野鳥監視重点区域（回収地点の周囲10km圏内）は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、2月26日（金）24時に解除されました。

【経緯】 令和3年 1月30日 遺伝子検査 実施機関：環境省 結果：陽性

令和3年 2月 3日 確定検査 実施機関：環境省 結果：陽性

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/（環境省リンク）

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられていますが、次の点に御注意下さい。

【 注意事項 】

- 死んでいたり、衰弱していたりする野鳥を見つけた場合は、素手で触らないでください。
- 鳥の排泄物等に触れた場合は、手洗いとうがいをしてください。
- 水辺等に立ち寄って、糞を踏んだ場合は、念のために靴底を洗ってください。

【 お願い 】

- 死んでいる又は衰弱している野鳥を見つけたら、速やかに上川総合振興局環境生活課（46-5924）まで御連絡ください。

鳥インフルエンザについて不明な点がございましたら、次の窓口に御相談ください。

野鳥について	北海道上川総合振興局環境生活課	46-5924
	旭川市環境部環境総務課環境保全係	25-5350
家畜として飼育されて	上川家畜保健衛生所	57-2232
いる鶏などについて	旭川市農政部農業振興課農畜産係	25-7470
人の健康について	北海道上川総合振興局保健環境部健康推進課	46-5989
	旭川市保健所健康推進課保健予防係	25-9848